２０２６年　６月　２６日現在

群栄化学工業株式会社定款

群馬県高崎市宿大類町７００番地
群 栄 化 学 工 業 株 式 会 社

１９４６年　１月１１日　制定
１９４８年　６月１２日　改正
１９４９年　４月１５日　改正
１９４９年　５月２８日　改正
１９５１年１１月１７日　改正
１９５３年　６月１９日　改正
１９５６年　６月２３日　改正
１９５９年　６月２７日　改正
１９６０年　６月２４日　改正
１９６１年　６月２７日　改正
１９６１年１２月２６日　改正
１９６３年　６月２６日　改正
１９６４年　６月２６日　改正
１９７４年１２月２６日　改正
１９７５年　７月３０日　改正
１９７９年　７月３１日　改正
１９８０年　７月２９日　改正
１９８２年　７月２４日　改正
１９８４年　７月１９日　改正
１９９１年　７月２５日　改正
１９９４年　６月２９日　改正
１９９８年　６月２６日　改正
２００２年　６月２７日　改正
２００３年　６月２７日　改正
２００４年　６月２９日　改正
２００５年　６月２４日　改正
２００６年　６月２９日　改正
２００８年　６月２７日　改正
２００９年　６月２６日　改正
２０１０年　１月　６日　改正
２０１２年　６月２２日　改正
２０１５年　６月２６日　改正
２０１６年１０月　１日　改正
２０２２年　６月２４日　改正
２０２３年　３月　１日　改正
２０２４年　６月２１日　改正
２０２６年　６月２６日　改正

第１章　　総　　則

（商　号）

第 １ 条　当会社は、群栄化学工業株式会社と称し、英字では、Gun Ei Chemical Industry Co., Ltd.と表示する。

（目　的）

第 ２ 条　当会社は下記の事業を営むことを目的とする。

１．フェノール系レヂン、ワニスおよび接着剤の製造ならびに販売。
２．フェノール系繊維の製造ならびに販売。
３．有機工業薬品の製造ならびに販売。
４．異性化糖、ぶどう糖および水あめの製造ならびに販売。
５．不動産の賃貸。
６．前各号に付帯しまたは関連する事業。

（本店の所在地）

第 ３ 条　当会社は、本店を群馬県高崎市に置く。

（公告方法）

第 ４ 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第 ５ 条　当会社の発行可能株式総数は１７，６２１，１００株とする。

（自己の株式の取得）

第 ６ 条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 ７ 条　当会社の単元株式数は１００株とする。

（単元未満株式の売渡請求）

第 ８ 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

２．買増しを請求することができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規程による。

（単元未満株主の権利制限）

第 ９ 条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１） 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２） 取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３） 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４） 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

（株式取扱規程）

第１１条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよびその手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

（基準日）

第１２条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

前項に定めるほか取締役会において必要と認めた場合にはその決議によってあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。

第３章　　株 主 総 会

（総会の招集）

第１３条　定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要の場合に招集する。

（総会の招集者）

第１４条　株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか社長が招集する。
社長に事故があるときは取締役会により定めた順序で他の取締役が招集する。

（議　長）

第１５条　株主総会の議長は社長がこれに当たる。
社長に事故があるときは取締役会により定めた順序で他の取締役がこれに当たる。

（電子提供措置等）

第１６条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１７条　株主総会の決議は法令および定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

２．会社法第３０９条第２項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除くほか、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって決する。

（議決権の代理行使）

第１８条　株主は当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。
ただし、代理人は代理権を証明する書面を会社に差出すことを要する。

（総会の議事録）

第１９条　株主総会の議事はその経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。
株主総会の議事録はその原本を決議の日から１０年間本店に備え置き、その謄本（その作成に代わり電磁的記録が作成された場合における電磁的記録を含む。）を５年間支店に備え置く。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役会の設置）
第２０条　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）
第２１条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は８名以内とする。
２．当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は５名以内とする。

（取締役の任期）
第２２条　取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
増員または補欠によって選任された取締役の任期は、現任者の残任期間と同一とする。
２．前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
補欠によって選任された監査等委員の任期は、退任者の残任期間と同一とする。

（取締役選任の決議）
第２３条　取締役は監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
２．取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
３．取締役の選任の決議については累積投票によらないものとする。
４．当会社は法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。補欠の監査等委員の選任の決議の定足数は、第２項の規定を準用する。
補欠の監査等委員の選任の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。

（代表取締役および役付取締役）
第２４条　会社を代表すべき取締役は、監査等委員でない取締役の中より取締役会の決議によって選定する。
代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
取締役会はその決議をもって、監査等委員でない取締役の中より会長１名、社長１名、および副社長、専務、常務をそれぞれ若干名を定めることができる。

（取締役会の招集者）
第２５条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか社長が招集する。

社長に事故があるときは、取締役会により定めた順序で他の取締役が招集する。

（取締役会の招集通知）

第２６条　取締役会の招集通知は、会日３日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
取締役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第２７条　取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

（取締役会の決議の省略）

第２８条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第２９条　当会社は会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第３０条　取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、取締役会議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名を行い、決議の日から１０年間本店に備え置く。

（取締役との責任限定契約）

第３１条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第３２条　当会社は監査等委員会を置く。

（常勤監査等委員）

第３３条　監査等委員会は監査等委員の中より常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）
第３４条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。監査等委員の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議）
第３５条　監査等委員会の決議は監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

（監査等委員会の議事録）
第３６条　監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、監査等委員会議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名を行い、決議の日から１０年間本店に備え置く。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の設置）
第３７条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）
第３８条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）
第３９条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第４０条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（期末配当金）

第４１条　当会社は株主総会の決議によって毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第４２条　当会社は取締役会の決議をもって毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第４３条　期末配当金および中間配当金がその支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

ただし、未払の期末配当金および中間配当金については利息をつけない。

附則

（監査役との責任限定契約に関する経過措置）

第１０７回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第３９条の定めるところによる。